

宮城県福祉サービス第三者
評価事業の概要及び
令和元年度福祉サービス第三者評価
推進事業の実績について

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会について

「宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会」（以下「委員会」という。）は、本県における福祉サービス第三者評価事業の推進に関する重要事項を調査審議するため、条例に基づき設置された県の附属機関です。県では、委員会の意見を踏まえて、福祉サービス第三者評価事業を運営・推進しています。

※福祉サービス第三者評価事業については、別添「宮城県福祉サービス第三者評価のご案内」を御覧願います。

1 審議事項

委員会の調査審議事項は、次のとおりです。

なお、(1)については、委員の一部で構成する「第三者評価機関認証部会」で調査審議します。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価基準及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者に係る研修等に関すること。
- (5) 評価に係る情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 評価事業に係る苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

2 委員の構成

10人以内で組織することとなっています。委員には、学識経験者のほか、福祉サービス（高齢者・障害・児童の各分野）を提供する事業者や利用者を代表する方、行政の立場を代表する方に委嘱しています。

3 委員の任期

任期は、委嘱の日から2年間（若しくは前任者の残任期間）となります。

4 委員会の開催

委員会は、年間1～4回（1回当たり1～2時間程度）の開催を予定しています。御出席いただいた場合は、県の条例に基づき報酬（11,600円／回）及び費用弁償（旅費）を支給いたします。

サービスの質の向上に向けて

宮 城 県
福祉サービス第三者評価の
ご 案 内

宮城県福祉サービス第三者評価
シンボルマーク



宮城県保健福祉部社会福祉課
(令和2年6月版)

1 福祉サービス第三者評価とはどんなもの？

●福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

●福祉サービス第三者評価の目的は？

① サービスの質の向上

福祉サービスの具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上を図ります。

② 利用者への情報提供

評価結果を公表することで、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第 78 条第 1 項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。受審（評価を受けること）と評価結果の公表は任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成 24 年度から、3 年に 1 回以上の受審と評価結果の公表が義務づけられています。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの？

福祉サービス第三者評価は、宮城県が国のガイドラインを踏まえて策定した、「評価基準」及び「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」に沿って行われます。

評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。宮城県では、「保育所版」「障害者・児福祉サービス版」「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」を定めています。

(1) 共通評価（45項目）

共通評価では、組織運営や人材育成、改善への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供体制の整備状況等について評価します。

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 経営状況の把握
	3 事業計画の策定
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ
	2 福祉人材の確保・育成
	3 運営の透明性の確保
	4 地域との交流、地域貢献
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 福祉サービスの質の確保

(2) 内容評価（20項目程度）

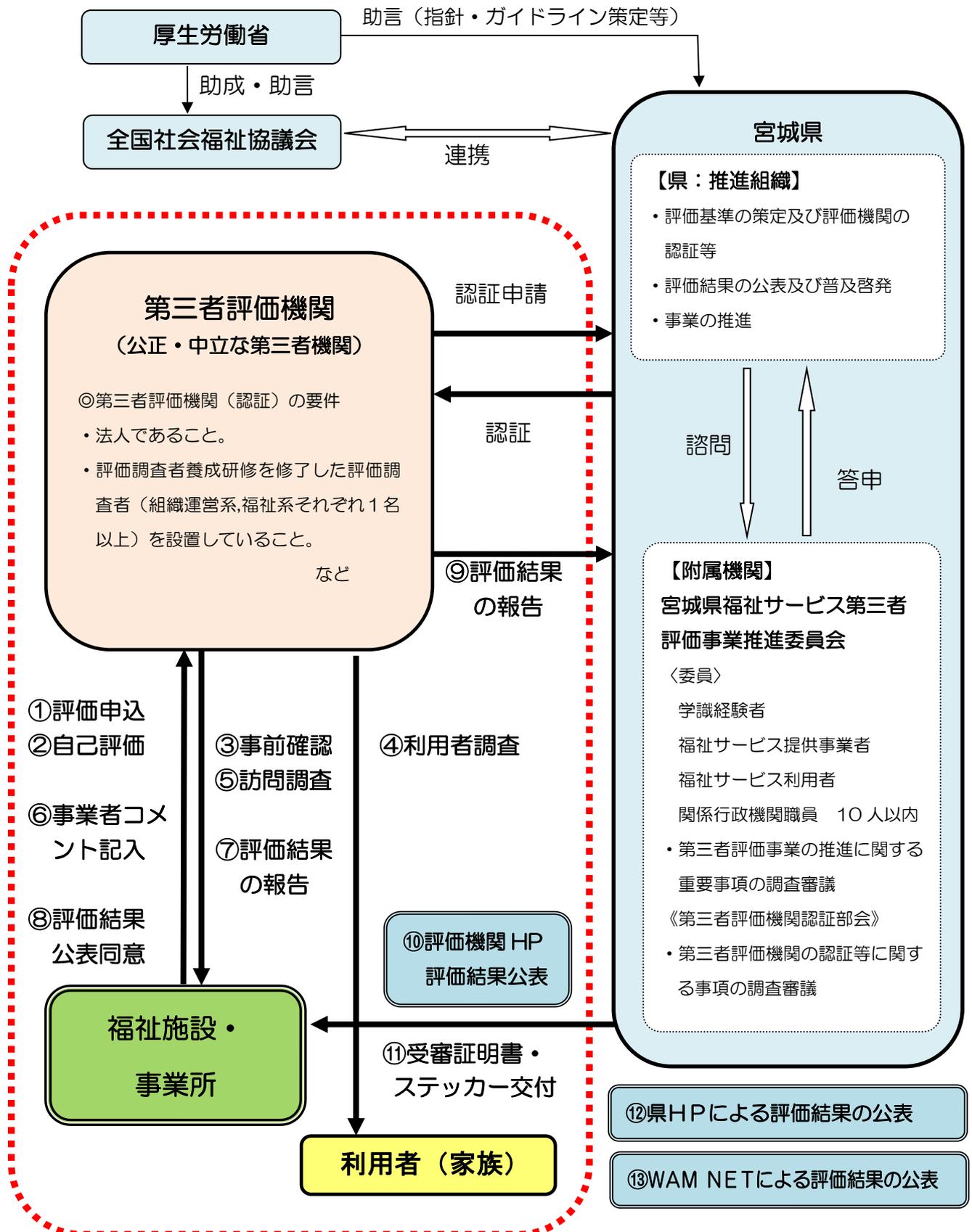
内容評価では、サービスの種別ごとに、福祉施設・事業所の特性や専門性を踏まえたサービス・支援内容を評価します。具体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

（評価基準の一例）

- 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備【保育所】
- 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組、利用者の意思を尊重する支援としての相談等の実施【障害者・児福祉サービス】
- 認知症の状態に配慮したケア【高齢者福祉サービス】

※第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護施設については、全国共通の認証を全国社会福祉協議会から受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

4 福祉サービス第三者評価の流れは？



5 第三者評価機関には、どんなところがあるの？

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	
所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
電話番号	022-290-1210
ウェブサイト	http://www.miyagi-sfk.net/
評価対象	保育所，社会的養護施設

株式会社 福祉工房	
所在地	仙台市青葉区国見一丁目19番6号-201
電話番号	022-727-8820
ウェブサイト	http://www.f-kobo.co.jp
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

特定非営利活動法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会	
所在地	仙台市宮城野区榴岡四丁目2番8号
電話番号	022-293-8158
ウェブサイト	http://www.ichimannin.com/
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ	
所在地	仙台市青葉区柏木一丁目2番45号
電話番号	022-276-5202
ウェブサイト	https://www.kaigonet-miyagi.jp
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス（訪問介護事業除く）

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	
所在地	東京都品川区西五反田一丁目26番2号-714
電話番号	03-3494-9033
ウェブサイト	http://www.meiai.org/
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

- ※ 社会的養護施設：児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設，児童自立支援施設，母子生活支援施設
- ※ 高齢者福祉サービス：特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，通所介護，訪問介護
- ※ 評価機関ごとに，サービスの種別や利用定員に応じて評価料金を設定しています。詳しくは，各評価機関にお問合せください。

（参考：県内受審件数）

平成21年度 8件，平成22年度 1件，平成23年度 7件，平成24年度 3件，
平成25年度 13件，平成26年度 23件，平成27年度 18件，平成28年度 20件，
平成29年度 27件，平成30年度 13件，令和元年度 16件

6 福祉サービス第三者評価の受審の効果は？

【組織内の効果】

- 福祉サービスの質に関わる改善点や成果が明らかになります。
- 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標設定が可能となります。
- 第三者評価を受ける過程を通じて、職員の自覚や改善意欲の醸成、課題の共有が促進されます。

【対外的な効果】

- 福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを利用者や家族、地域に発信でき、信頼の獲得と向上が図られます。
- 評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービス・支援の内容、特徴をアピールすることができます。

～ 受審された事業所の方々の声をご紹介します ～

- 第三者の視点で細かく評価してもらうことで、事業所として不足しているところや改善点等について明らかにすることができた。
- 日頃の自分の仕事だけでなく、施設全体や取り巻く環境（地域社会）まで視野が広がるため、職員の意識向上に貢献した。
- 評価機関の担当者より色々とお話を聞かせていただき、施設運営の参考にしていきたいと思った。
- 自信を持って施設の特徴・強みをアピールできることを認識した。



宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話：022-211-2516

F A X：022-211-2594

E-mail：syahukd@pref.miyagi.lg.jp

※福祉サービス第三者評価の詳細は、県ホームページに掲載しています。

「宮城県 福祉サービス第三者評価」で検索してください。

令和元年度福祉サービス第三者評価推進事業の実績について

第三者評価機関の募集を行い、新たに1法人の認証を得た（NPO 法人メイアイヘルプユ一）。

また、本県の福祉サービス第三者評価事業の一層の推進を図るため、事業者集団指導での委員からの制度周知の実施、各種研修会での周知等により普及啓発を行った。

併せて、第三者評価受審施設に対してアンケートを実施し、受審についての満足度や感想、今後の受審意向等について調査を実施した。

○事業実施に関する事項

No.	事業項目	回数等	場所	内 容
1	宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会及び第三者評価機関認証部会の開催	1回 (8月)	県庁 会議室	○第三者評価事業に係る重要事項の調査審議 ・第三者評価機関の認証（1法人）
2	評価機関の募集・認証	1回	-	○募集期間：令和元年6月から7月まで 1か月間（応募件数1件、認証）
3	評価調査者研修の実施	各1回	県内	○養成研修：令和元年9月／3名参加 ○継続研修：令和2年2月／24名参加
4	普及啓発	通年	県内	[事業者向け] ○各種事業者集団指導，社会福祉法人研修会等での周知 ・指定障害福祉サービス事業者等集団指導（令和元年6月28日開催）における伊藤清市委員（当時）からの制度周知 ○各種指導監査等での周知 ○各事業者への制度周知・受審促進通知 ○啓発リーフレットの作成・配布 ○受審事業所に対しての受審証明書，受審済証，ポスターの交付 [一般向け]

No.	事業項目	回数等	場所	内 容
				○県ウェブサイトでの情報提供, 啓発リーフレット配布 〔市町村向け〕 ○制度周知, 受審促進協力依頼
5	受審施設アンケート	1回	-	○令和2年2月に, 過去2年間(平成30年度~令和元年度)に受審した事業所を対象にアンケートを実施。

○受審実績 (全16件)

No.	受審者		第三者評価機関
	サービス分野	施設名称 (経営主体)	
1	特別養護老人ホーム	楽園が丘 ((社福) 大泉会)	NPO 法人介護の社会化を進める 一万人市民委員会宮城県民の会
2	精神障害者支援施設	宮城県援護寮 ((社福) 宮城県社会福祉協議会)	(株) 福祉工房
3	特別養護老人ホーム	第二けいけん荘 ((社福) ユニケア)	(株) 福祉工房
4	障害福祉サービス事業所	在宅障がい者多機能支援施設 ラボラール登米 ((社福) ふれあいの里)	NPO 法人介護・福祉サービス非 営利団体ネットワークみやぎ
5	保育所	ありすの国保育園 ((社福) 喬希会)	NPO 法人介護・福祉サービス非 営利団体ネットワークみやぎ
6	地域活動支援センター	大河原町福祉作業所さくら ((社福) 大河原町社会福祉協議会)	(株) 福祉工房
7	障害福祉サービス事業所	生活介護事業所 よつば ((社福) 石巻祥心会)	(株) 福祉工房

No.	受審者		第三者評価機関
	サービス分野	施設名称 (経営主体)	
8	保育所	仙台保育所 こじか園 ((公財) 鉄道弘済会)	(株) 福祉工房
9	保育所	ニチイキッズニッセイみらい仙 台しんてら保育園 (株) ニチイ学館)	NPO 法人介護の社会化を進める 一万人市民委員会宮城県民の会
10	障害福祉サービス 事業所	在宅障がい者多機能支援施設 ラボラーレ (社福) ふれあいの里)	NPO 法人介護・福祉サービス非 営利団体ネットワークみやぎ
11	特別養護老人ホーム	せくれ〜Secure〜 (社福) ふれあいの里)	NPO 法人介護・福祉サービス非 営利団体ネットワークみやぎ
12	特別養護老人ホーム	ファミリオ (社福) 東北福祉会)	(株) 福祉工房
13	軽費老人ホーム	ケアハウス 松香の郷 (社福) 愛泉会)	NPO 法人介護の社会化を進め る一万人市民委員会宮城県民 の会
14	保育所	ニチイキッズ仙台さかえ保育園 (株) ニチイ学館)	NPO 法人介護の社会化を進め る一万人市民委員会宮城県民 の会
15	保育所	東北大学星の子保育園 (東北大学病院)	(株) 福祉工房
16	保育所	東北大学青葉山みどり保育園 (国立大学法人東北大学)	(株) 福祉工房

〔参考〕社会的養護施設の受審状況（全4件）

※ 全国共通の評価基準による（全国推進組織である（社福）全国社会福祉協議会が広域的に運営）

No.	受審者		第三者評価機関
	施設種別	施設名称（経営主体）	
1	乳児院	宮城県済生会乳児院 （（社福）恩賜財団済生会支部宮城県済生会）	（株）福祉工房
2	母子生活支援施設	仙台むつみ荘 （（社福）仙台市社会事業協会）	NPO 法人介護の社会化を進める 一万人市民委員会宮城県民の会
3	児童養護施設	丘の家子どもホーム （（社福）仙台キリスト教育児 院）	（社福）宮城県社会福祉協議会
4	母子生活支援施設	仙台つばさ荘 （（社福）仙台市社会事業協会）	（社福）宮城県社会福祉協議会